

総合計画 序論・基本構想に関する意見書（対応（案）） (H23.9.22審議会以降分)

頁	行	該当箇所	意見・提案の内容および理由	対 応
【訂正】				
17	19	(5)地域の活力を生み出すまちづくりに関する課題	<p>「なぜ地域産業の活性化が必要なのか」の視点が抜けている。産業の振興、特に商工サービス業の活性化は税収の増加につながる事を明記すべきではないでしょうか。</p> <p>地域経済人の多くは市政の地域経済に対する取り組みに具体性がない事が大きな不満となっております。</p> <p>そして地域経済に対しての大前提として行政は、地域経済が活性化すればそれだけ税収が増えるという認識を持っていただきたいという事です。</p> <p>不況の中でも頑張って固定資産税や法人税を納めている企業の存在意義を認め経済活動に希望が見いだされるような総合計画の序論になればと思っています。</p>	<p>【案】</p> <p>コミュニティビジネスなどの新規事業者の育成や商店街の活性化によるにぎわいづくりを進めるとともに、地域産業の育成が求められ、<u>それに伴う税収増加も期待されています。</u></p>
30	1	第5節 地域の活力を生み出すまちづくり	<p>上記と同じ、他の節は税金を使う事が主眼になっているが、税収の増加を見込めるのは産業の育成であり、特に商工サービス業への支援、育成は重要であると思います。</p> <p>序論全体について経済人の視点から感じた事です。総合計画序論の大部分は今後の財政状況が大変厳しくなる中、いかに行政改革を行い、市民生活維持向上のために、いかに有意義に税金を使うかという事に重点が置かれているように思います。</p> <p>それはそれで大変重要な事なのですが、そこに加えていかに税収を上げる取り組みを行うかの視点が抜けているように思います。</p> <p>地域経済活性化の取り組みにより税収を上げ、それを市民生活に反映させる事を明記する必要がありますがいかかでしょうか。</p>	<p>【案】</p> <p>コミュニティビジネスなどの新規事業者の育成や、良好な雇用機会の創出を図ります。<u>また、それに伴う税収増加も見込みます。</u></p>
28	3	第1節 市民が主役となるまちづくり	<p>単に環境だけではなく、人の生活に関わる、食料、エネルギー、ケアなど、について市民が話し合い、提案するものについては、実現可能性や財源も念頭に、協働の観点から、尊重するものとする。という表現を挿入する。</p>	<p>【案】</p> <p>市民と行政がまちづくりの理念や将来像を共有し、「自分たちの地域は自分たちで創り育てる」という考えのもと、<u>市民からの提案や意見も踏まえて、</u>お互いが協力して地域のまちづくりを進めます。</p>
10	11	「低炭素型社会」の文言	<p>びわ湖環境ビジネスメッセ2011同時開催セミナー「グリーン購入フォーラム2011in滋賀」のフロアトークで、県が説明した「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」を説明をされたとき、環境エネルギー政策研究所 飯田哲也所長が、低炭素社会実現には原子力発電の増設の意味合いも含まれていることから、使用しない方がよいとの発言があり、検討する必要あり。</p>	<p>「<u>持続可能な社会</u>」に訂正</p> <p>(訂正前) P10 「循環型社会や低炭素型社会」 P16 「循環型社会や低炭素型社会」 P28 「持続可能な低炭素型社会」</p> <p>(巻末資料偏の「用語の説明」に記載し説明する) 「<u>持続可能な社会</u>」…将来世代のニーズを満たす能力を損なわないで、且つ、現在世代のニーズを満たすような開発が行われ、持続する可能性を持った社会</p>
16	9			
28	22		<p>「低炭素社会」「グリーンエネルギー」・・・原発は含まれる 「持続可能な社会」「再生可能エネルギー」・・・原発は含まれていない</p>	
【現状のとおり】				
15	16	第3章 まちづくりの課題 (1) 市民と行政になるまちづくりに関する課題	「定年退職者」の違う表現はないか。	現状のとおり
28	3	第5章 まちづくりの基本方針 第1節 市民が主役となるまちづくり		
16	25	第3章 まちづくりの課題 (3) 誰もが笑顔で暮らせるまちづくりに関する課題	「発達障害」と表現するか否か。	現状のとおり
29	1	第5章 まちづくりの基本方針 第3節 誰もが笑顔で暮らせるまちづくり		<p>(巻末資料偏の「用語の説明」に記載し説明する) 「<u>発達障害</u>」…広汎性発達障害（自閉症など）、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の発達に関係する障害。発達障害の人が、個々の能力を伸ばし、社会の中で自立していくためには、適切な理解と支援が必要。</p>

提案者

堤

堤

北川

緑の分権

審議会

審議会